

令和6年度における週休二日促進工事 実施要領解説

(目次)

- 1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・省略
- 2. 用語の定義について・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- 3. 対象外工事について・・・・・・・・・・・・・・・・P 4
- 4. 週休日の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・P 5
- 5. 積算方法等について・・・・・・・・・・・・・・・・P 5
- 6. 入札条件等について・・・・・・・・・・・・・・・・P 6
- 7. 現場閉所の確認方法等について・・・・・・・・P 6
- 8. 留意事項について(現場への明示)・・・・・・・・P 7
- 9. その他について(「週休2日促進工事」を希望した場合)・・・P 7
- (補足) 現場代理人の常駐緩和について・・・・・・・・P 8

2. 用語の定義について

(2) 対象期間

現場着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）①から工事完了日②までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間（12 月 29 日～1 月 3 日）、工場製作のみを実施している期間③、工事全体を一時中止している期間④、発注者があらかじめ対象外としている期間及び受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間⑤等は含まない。

①「現場着手日」とは

現場に継続的に常駐又は作業した最初の日であり、事前測量や仮設資機材の設置等を開始した日が、「現場着手日」となる。（契約上の「工事着手日」ではない）

②「工事完了日」とは

工事請負契約書「第 30 条(1) 工事が完了したとき。」とし、実際の工事が完了した日（書類整理期間を含）以降は、対象期間に含まないものとする。

③「工場製作のみを実施している期間」とは、次のとおりとする。

(1) 現場調査、現場作業又は製作図作成等がなく、工場製作のみを実施している期間

(2) 工場製作するための現場調査、施設・監督官庁との打合せ、又は製作図作成等を行っている期間は、対象期間に含まれる。

④「工事全体を一時中止している期間」とは

工事請負契約書「第 19 条 施工を一時中止させなければならない。」が適用される場合とする。（外的要因により工事を一時中止せざるを得ない場合など）

⑤「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」とは、次のとおりとする。

(1) 災害防止等に対する臨機の措置をとる場合等の期間

(2) 現場作業を余儀なくされる期間が、2 日間程度の場合は、

下の規定「(3) 週休日のみなし規定」により対応することも可能である。

(3) 週休日

現場閉所または現場休息を行う日をいう。ただし、天候、施設都合、近隣対応又は事故対策等により、受注者の責によらず現場閉所（現場休息）日に現場作業を行った場合は、その日を現場閉所（現場休息）日とみなすことができる。

①本みなし規定は、受注者の責によらず休日返上で作業を行った結果、4 週 8 休を満たせず減額変更になることを防止するためのものである。

②本みなし規定の適用は、必要最低限の日数とする。

③本みなし規定の適用にあたり、受注者は、「週休 2 日工事」の趣旨を踏まえて、週休日又は休日の振り替えに努めるものとする。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場及び現場事務所での作業が無く、1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場及び現場事務所での作業が1日を通して無い状態をいう。

- ①現場閉所・現場休息・休日（以下、「現場閉所等」という）の日に、対象者が、他の現場での作業や、会社で事務作業（当該現場の事務作業を除く）をした場合でも、現場閉所等として取り扱う。
- ②この場合であっても、受注者は、「週休2日工事」の趣旨を踏まえて、対象者の休日が確保できるよう、努めるものとする。
- ③現場事務所で行う事務作業を会社で行う場合については、現場閉所等と認められない。
- ④各発注工事単位で「現場休息」の日が異なる場合は、現場管理の調整を十分行う必要がある。主な調整項目は次のとおり。
 - (1) 各発注工事間の工程調整
※他の工事の作業期間を考慮するなど、工程上の配慮を行うものとする。
 - (2) 監督員との調整
 - (3) 鍵の管理、施設管理者との連絡調整
 - (4) 足場等の安全管理、防犯対策 他

(6) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

- ①計算方法は次のとおり
$$\text{現場閉所等の日数} / \text{対象期間の日数} = \text{現場閉所率} \geq 28.5\%$$
- ②現場閉所等の日数については、次のとおりとする。
 - (1) 1日単位で実施の可否を判断する（半日単位は認めない）
 - (2) 夜間作業については、作業終了から24時間以上の閉所（休日）で実施の可否を判断する
- ③「4週8休以上」の判断は、この規定のとおり、対象期間全体で判断するものであり、月毎、週毎では判断しない。
なお、この判断には影響しないが、受注者は「4. 週休日の設定」のとおり、連続する7日間で週休日を2日確保できるよう取り組むものとする。

3. 対象外工事について

3. 本実施要領は施設経営課の発注する全ての営繕工事に適用する。ただし、以下の工事は対象外とすることができる。

- (1) 単価契約工事
- (2) 対象期間が 30 日未満の工事
- (3) 工事内容及び施設の実情等により対応が困難な工事①

①「対応が困難な工事」とは、主に次のものとする。

- (1) 夏休み工事
- (2) 居ながら工事
 - ※施設運営上の理由により、作業期間が著しく限られ、週休 2 日の工期設定が困難な場合に限る
- (3) 緊急工事
- (4) 一時的な作業が点在する工事
 - ※対象期間の設定が困難であり、週休二日制になじまないものに限る

4. 週休日の設定について

4. 週休日の設定

原則として「東京都板橋区の休日进行条例」第1条第1項に規定する休日①に現場閉所を行うことで週休2日に取り組むこととする。ただし、設計図書に定める場合②または、工事着手時に、受発注者間の協議により、土日以外の曜日に週休日（連続する7日間③で週休日を2日確保することを原則とする）を任意に設定し、現場閉所（現場休息）を行うことで週休2日に取り組むこともできる。

週休日以外の日に現場閉所（現場休息）が必要となった場合、週休日に振り替えて、現場作業を行うことが出来るものとする。また、受発注者間の協議により週休日に現場作業をする場合は、週休日以外の日に振り替えて現場閉所（現場休息）を行うこととする。これらの振り替え日については、原則として起因となった日④から前後の2週間以内とする。

- ①「東京都板橋区の休日进行条例」第1条第1項に規定する休日とは
土曜日、日曜日のことであり、原則として土日の現場閉所に取り組む事とする。
ただし、居ながら工事（改修工事）などを除くものとする。
- ②「設計図書に定める場合」とは
居ながら工事などで、あらかじめ設計図書に「土日の作業」又は「土日以外の曜日に週休日」が定められている場合の規定である。
- ③「連続する7日間」とは
原則として月曜日始まりの7日間とする。ただし、対象期間（従事期間）の最初と最後の週のうち7日未満となる期間については、週休日（休日）の2日確保を要しないものとする。
- ④「起因となった日」とは
- (1) 週休日（休日）以外の日に現場閉所等が必要となった場合：その現場閉所等が必要となった日
 - (2) 週休日（休日）に現場作業（現場従事）をする場合：その週休日（休日）に現場作業（現場従事）をする日

5. 積算方法等について

(2) 積算及び変更方法

4週8休以上を前提に、(1)により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、工事請負契約書第23条の規定に基づき契約金額のうち労務費補正分を減額変更①する。

- ①「労務費補正分を減額変更」とは
4週8休に満たない場合は、達成割合に応じた減額変更ではなく、労務費補正分を全て減額する。

6. 入札条件等について

6. 入札条件等

対象工事である旨等の明示は、工事特記仕様書に記載する①。

①特記仕様書への記載は、次のとおりとする。

- (1) 共通事項特記仕様書に記載する
- (2) 記載箇所は、「1.5 備考」欄とする
- (3) 記載内容は、次のとおり

・週休2日促進工事対象である。このため、週休2日が達成できなかった場合は
労務費補正分を減額変更する。詳細については、〔板橋区政策経営部施設経営課
「週休2日促進工事」実施要領〕を参照すること。

なお、本実施要領は、板橋区の「施設経営課 提出書類・様式（工事・設計・調査等）」のホームページから入手できる。

②入札説明書にも、次のとおり明示する。

・週休2日促進工事対象である

③実施要領については、区のホームページで公開するものとし、特記仕様書に添付しない。

7. 現場閉所の確認方法等について

7. 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(2) 工事着手後

- ③ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の実施状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載①し、監督員に提出する。

①「実施工程表等に現場閉所（現場休息）の日を記載」については、監督員に問合せしてください。

8. 留意事項について（現場への明示）

8. 留意事項

- (6) 週休2日促進工事の見える化として、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い、現場事務所の入り口、作業員詰所等に明示する①。

①現場の明示例は、次のとおり。（現場内・外共に明示）

週休2日取組工事	
この工事は、建設業の労働環境を改善し、 労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、 また、将来の担い手を確保するため、 週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んでいる工事です。	
受注者：〇〇〇〇	
発注者：板橋区（施設経営課）	

サイ
ズ
…
A
4
横
程
度

9. その他について（「週休2日促進工事」を希望した場合）

9. その他

- (2) 対象外の工事のうち、受注者が「週休2日促進工事」を希望した場合、受発注者間の協議により対象工事とすることができる①。ただし、現場着手日前に協議し、かつ、週休日の設定について、連続する7日間で週休日を2日確保することが出来る場合に限る。
- (3) 前号の規定は、次のいずれかに該当する工事を除くものとする。
- ア 単価契約工事
 - イ 対象期間が30日未満の工事
 - ウ 緊急工事
 - エ 一次的な作業が点在するなど、対象期間の設定が困難な工事

附則

本実施要領は、令和6年4月1日以降に契約する案件に適用する。ただし、9. その他(2)対象外の工事についての規定は、令和6年8月1日以降に契約する案件に適用する。

①協議により対象工事とすることができるものは、次のとおり

現場着手日までに、受注者から工程上の工夫や施設管理者との調整を踏まえた工程表が提出され、客観的に「週休日の設定について、連続する7日間で週休日を2日確保することが出来る」と判断できる工事

②対象工事とする場合は、協議成立後に契約変更を行う。

(補足) 現場代理人の常駐緩和について

(工事請負契約書 第9条)

- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

(現場代理人の常駐義務緩和及び兼任の運用基準 第3条)

- (2) 契約金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満の公共工事であること、かつ、区又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれること。

①現場代理人が休日を取得する場合の措置

(1) 常駐を要しない工事

- ・ 施工計画書に休日時の連絡体制等を記載する。

(2) 常駐が必要となる工事

- ・ 主任（監理）技術者が、現場に代理常駐することを原則とする。

（施工計画書にその旨を記載する）

- (3) 「常駐が必要となる工事」において、現場代理人の代理として、主任（監理）技術者以外の者が従事する場合については、「現場代理人及び主任技術者変更通知書」により通知する。なお、通知書の「変更理由」欄に、休日のみの変更である旨を記載する。